資料２－４

令和６年７月24日

大阪府知事　吉村　洋文　様

　大阪市長　横山　英幸　様

大阪府市公立大学法人大阪評価委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　浅田　尚紀

意　　見　　書

（案）

公立大学法人大阪第２期中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第３項に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第25条第１項の規定に基づき設立団体の長が定める中期目標については、公立大学法人大阪第２期中期目標（案）のとおり定めることが適当である。

（例）

なお、設立団体である大阪府、大阪市においては、公立大学法人大阪の第２期中期⽬標に基づく取組について、法人と緊密に連携を図りながら、引き続き必要な支援に取り組んでいただきたい。